

半田市 報道機関提供資料

蔵出し情報

問合わせ

総務部財政課
課長 河合信二
0569-84-0617

令和2年5月14日提供 (事前情報・事後情報)

名 称	新型コロナウイルス感染症対策に関する新たな半田市の独自施策について (水道料金6か月減額・事業継続緊急支援金)
趣 旨 (目的)	本日5月14日開催の半田市議会臨時議会において、可決された新型コロナウイルス感染症対策の半田市独自施策等をお知らせします。
内 容	新型コロナウイルス感染症対策に関する半田市の事業は次の通りで、5月臨時議会において、<u>水道料金(基本料金)減額と事業継続緊急支援金</u>を新たな独自施策として追加して実施します。 ＜新型コロナウイルス感染症対策事業規模(半田市一般財源事業のみ)＞ ・総事業費：1,324,627千円(うち半田市一般財源1,092,605千円) これまでに実施している施策については、別紙「＜半田市＞新型コロナウイルス感染症対策に係る実施事業一覧」をご覧ください。 ＜水道料金減額＞ 【内容問合せ先】上水道課 課長 大松季也 0569-84-0679 市民生活の経済負担軽減のため、半田市の水道を利用している全ての給水契約者に対し、<u>水道料金の基本料金の全額を知多地区最長の6か月間減額します。</u> ● 対象数：約5万件 ● 内容：水道料金のうち基本料金の全額を減額 ● 期間：令和2年7月請求分から12月請求分までの6か月間 偶数月検針地区(主に半田・成岩地区) 5月～10月使用分(7月、9月、11月請求) 奇数月検針地区(主に亀崎・乙川地区) 6月～11月使用分(8月、10月、12月請求) ※水道料金の請求から基本料金相当額を差し引く方法で実施するため、契約者からの手続きは不要です。

内 容	<事業継続緊急支援金> 【内容問合せ先】経済課 課長 出口久浩 0569-84-0638 新型コロナウイルス感染症拡大により売上が半減している中小企業・小規模事業者には、国から持続化給付金が支給されます。<u>半田市では持続化給付金では補填しきれない事業者に対し、緊急的な措置として損益に応じた事業継続緊急支援金を交付することで、経営や雇用の維持と安定を促します。この事業者への市単独現金給付の取組みは、愛知県内初の取組みです。</u> 【対象事業者】 ● 対象は、半田市内に事業所を有する中小企業、小規模事業者（法人・個人）。 ● 令和2年2月～5月の間で、いずれかひと月の売上額が前年同月比50%以上減少しており、本年対象月限界利益から前年月平均限界利益を差し引いた当月減益に、国による持続化給付金を補填しても減益が生じる事業者。 【支援金の額】 本年対象月限界利益から前年月平均限界利益を差し引いた当月減益に、国による持続化給付金見込額を補填し、その額に市内従業員割合（市外にも事業所を有する事業者の場合）を乗じた金額の2分の1以内を支援する。（ただし、法人は100万円、個人は50万円を限度額とする。） 【申請方法】 5月20日～6月30日まで、半田商工会議所の窓口もしくは郵送にて ※ホームページに対象判別表を掲載する予定のため、対象となるのか簡易に確認することができます。
別 紙	有 ・ 無

半田市企画課広報情報担当
0569-84-0603

